

富山河川国道事務所工事安全対策協議会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、富山河川国道事務所工事安全対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所の工事、地質調査業務及び道路点検業務（以下、「工事等」という。）の施工にあたり、労働災害の防止、工事等の安全施工、労働者の安全衛生の確保・向上及び第三者に対する安全確保・事故の未然防止を図り、工事等の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために年間活動計画を定め、次の活動を行う。

- (1) 工事等の安全に関する意識向上のための建設労働災害防止大会の開催
- (2) 建設労働災害防止に関する講習会等の開催
- (3) 工事期間中の安全パトロールの実施
- (4) 安全施工技術の向上に関する調査研究
- (5) 工事等の安全対策に係わる機関及び組織等との連携調査
- (6) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会の会員は、事務所長、副所長（河川、道路）、工物品質管理官、工事等発注担当課長、工事等担当主任監督（調査）員並びに工事等及び作業の受注者（以下、「受注者会員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会の下部組織として、必要に応じて地区協議会を設けることができる。

(入会及び脱会)

第5条 協議会の受注者会員は、工事等請負契約の締結を持って入会し、工事等の目的物または成果品の引渡をもって脱会する。

(役員)

第6条 協議会の会長は、事務所長とする。

- 2 協議会に会長のほか、次の役員を置く。

- (1) 副会長：副所長（河川及び道路）、各地区協議会の副会長（受注者）
- (2) 幹事：工物品質管理官、工務第一課長、工務第二課長、工務第三課長、品質確保課長、調査第一課長、調査第二課長、河川管理課長、道路管理第二課長、防災課長、各地区協議会の会長及び幹事若干名

(3) 幹事長：工事品質管理官

3 受注者役員の任期は、第5条に係わらず翌年度の協議会成立までとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長（河川、道路）が会長の職務を代行する。

3 幹事長は幹事会を代表し幹事会を統括する。

4 幹事は会員相互の連絡及びその他の事務をつかさどる。

(運営)

第8条 協議会を円滑に運営するために、役員会及び幹事会を置く。

2 役員会は、第6条の役員をもって構成し、会長は、必要に応じて役員会を開催し、協議会の基本的事項を決定する。

3 幹事会は、協議会の運営に関する実務を担当する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、富山河川国道事務所品質確保課に置く。

(経費)

第10条 本会に必要な「会場借り上げ費」、「印刷費」、「通信連絡費」は、事務局において負担する。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し、会長が定める。

(付則)

この規約は平成	9年	4月	1日	より施行する。
	平成13年	1月	6日	組織変更に伴い改正
	平成14年	4月	9日	組織変更に伴い改正
	平成15年	4月	1日	名称変更に伴い改正
	平成17年	9月	29日	改正
	平成18年	4月	1日	名称変更に伴い改正
	平成20年	9月	30日	改正
	平成23年	10月	11日	改正
	平成25年	9月	27日	組織変更に伴い改正
	平成26年	9月	30日	改正
	平成27年	9月	30日	組織変更等に伴い改正
	平成28年	9月	28日	改正